

○福岡県警察職員財形貯蓄等事務取扱要綱の制定について（通達）

平成12年6月5日

福岡県警察本部内訓第24号

本部長

この度、「福岡県警察職員財形形成貯蓄及び財形形成年金貯蓄の実施について」（昭和59年福岡県警察本部内訓第2号）の全部を次のように改正し、6月5日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、福岡県警察職員（非常勤職員及び臨時的に任用される職員を除く。以下「職員」という。）の財形貯蓄等の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

財形貯蓄等に関する事務の取扱いについては、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「法」という。）、勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）、勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

3 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 財形貯蓄等 一般財形貯蓄、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄をいう。
- (2) 一般財形貯蓄 法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく貯蓄をいう。
- (3) 財形年金貯蓄 法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく貯蓄をいう。
- (4) 財形住宅貯蓄 法第6条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく貯蓄をいう。
- (5) 取扱金融機関 職員の一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄を取り扱う金融機関及び証券会社をいう。
- (6) 預け入れ等 職員が、一般財形貯蓄若しくは財形住宅貯蓄のため取扱金融機関に一定の金額を預け入れ、又は財形年金貯蓄のため警察職員生活協同組合（以下「警生協」という。）に一定の共済掛金を払い込むことをいう。
- (7) 所属長 警察本部の課長、監察官室長及び部の附置機関の長、福岡市警察部庶務課長、北九州市警察部機動警察隊長、警察学校長並びに警察署長をいう。
- (8) 契約者 一般財形貯蓄、財形年金貯蓄又は財形住宅貯蓄の契約を締結した職員をいう。

4 事務の所掌

財形貯蓄等に関する事務は、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）が所掌するものと

する。

## 5 加入資格

財形貯蓄等の加入資格は、職員で次表の要件を満たすものとする。

区分	加入年齢	預け入れ等の方法
一般財形貯蓄	制限なし	3年以上の期間にわたって定期的に、一定の金額の預け入れができること。
財形年金貯蓄	55歳未満	5年以上の期間にわたって定期的に、一定の共済掛金の払込みができること。
財形住宅貯蓄	55歳未満	5年以上の期間にわたって住宅の取得、増築、改築等のため定期的に、一定の金額の預け入れができること。

## 6 事務の取扱いに関する協定書

警察本部長は、事務の円滑化を図るため、あらかじめ取扱金融機関及び警生協（以下「取扱金融機関等」という。）と財形貯蓄等の事務の取扱いに関する協定書を取り交わすものとする。

## 7 取扱金融機関等

取扱金融機関等は、別に定める。

## 8 幹事金融機関

警察本部長は、財形貯蓄等に関する連絡調整その他事務処理を円滑に行うため、取扱金融機関のうちから幹事となる金融機関（以下「幹事金融機関」という。）を指定するものとする。

## 9 募集

財形貯蓄等の契約の申込みを募集する月は、次表のとおりとする。

区分	募集する月
一般財形貯蓄	1月 4月 7月 10月
財形年金貯蓄	12月
財形住宅貯蓄	4月 10月

## 10 契約の申込み

(1) 職員は、一般財形貯蓄の契約の申込みをしようとするときは別に定める一般財形貯蓄申込書兼印鑑届に、財形住宅貯蓄の契約の申込みをしようとするときは別に定める財形住宅貯蓄申込書兼印鑑届に所要事項を記載の上、所属長を経由して厚生課長に提出するものとする。

(2) 職員は、財形年金貯蓄の契約の申込みをしようとするときは、警生協の定める契約申込書に所要事項を記載の上、所属長を経由して厚生課長に提出するものとする。

## 11 契約の制限

(1) 職員が締結できる財形貯蓄等の契約は、一般財形貯蓄にあつては2口を、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄にあつてはそれぞれ1口を限度とする。

(2) 職員は、一般財形貯蓄を2口契約しようとするときは、異なる取扱金融機関とそれぞれ契約しなければならない。

#### 1.2 給与からの控除等

(1) 一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄の預入金は、毎月の給料及び6月・12月の期末勤勉手当（以下この1.2において「給与」という。）の支給日に契約者の給与から控除し、幹事金融機関を経由して取扱金融機関に払い込むものとする。

(2) 財形年金貯蓄の共済掛金は、給与の支給日に契約者の給与から控除し、警生協に払い込むものとする。

#### 1.3 最高限度額

財形貯蓄等を契約するときの最高限度額は、次表のとおりとする。

区分	最高限度額
一般財形貯蓄	制限なし
財形年金貯蓄	共済掛金の累計額385万円
財形住宅貯蓄	元本550万円
財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の併用	財形年金貯蓄の共済掛金の累計額及び財形住宅貯蓄の元本の合計550万円（財形年金貯蓄の共済掛金の累計額は、385万円を最高限度額とする。）

#### 1.4 預け入れ等の方法及び金額

(1) 職員は、次のいずれかの方法により財形貯蓄等の預け入れ等を行うものとする。

ア 毎月の給料からの預け入れ等

イ 毎月の給料及び6月・12月の期末勤勉手当からの預け入れ等

(2) 一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄の預け入れの金額

ア 毎月の給料の預け入れの金額は、1,000円以上で1,000円の整数倍の定額とする。

イ 6月・12月の期末勤勉手当の預け入れの金額は、両月同額とし、5,000円以上で1,000円の整数倍の定額とする。

(3) 財形年金貯蓄の払込みの金額

ア 毎月の給料の払込みの金額は、3,000円以上で1,000円の整数倍の定額とする。

イ 6月・12月の期末勤勉手当の払込みの金額は、両月同額とし、5,000円以上で1,000円の整数倍の定額とする。

#### 1.5 契約の変更

(1) 契約者は、預け入れ等の金額を除き、いつでも当該契約の変更の申込みを行うことができるものとする。

(2) 預け入れ等の金額の変更の申込みは、財形貯蓄等を募集する月に行うことができるものとする。

- (3) 一般財形貯蓄の契約者は、預け入れの金額、住所、氏名、届出印鑑又は貯蓄の種別を変更しようとするときは、別に定める一般財形貯蓄等諸変更申込書(以下「変更申込書」という。)に所要事項を記載の上、所属長を経由して厚生課長に提出するものとする。
- (4) 財形年金貯蓄の契約者は、払込みの金額若しくは期間又は受取方法を変更しようとするときは、警生協の定める契約変更申込書に所要事項を記載の上、所属長を経由して厚生課長に提出するものとする。
- (5) 財形年金貯蓄の契約者は、住所、氏名、届出印鑑又は非課税限度額を変更しようとするときは、警生協の定める異動申告書に所要事項を記載の上、所属長を経由して厚生課長に提出するものとする。この場合において、氏名を変更するときは警生協の定める改姓届を、届出印鑑を変更するときは警生協の定める改印届を当該異動申告書に添付しなければならない。
- (6) 財形住宅貯蓄の契約者は、預け入れの金額、住所、氏名、届出印鑑、貯蓄の種別又は非課税限度額を変更しようとするときは、変更申込書に所要事項を記載の上、所属長を経由して厚生課長に提出するものとする。

#### 1.6 出向、退職等の通知

所属長は、契約者が出向し、退職し、又は死亡したときは、速やかに厚生課長に通知しなければならない。

#### 1.7 預け入れ等の中断及び再開

- (1) 契約者は、預け入れ等の中断及び再開をすることができる。
- (2) 契約者は、預け入れ等の中断又は再開をしようとするときは、一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄にあつては変更申込書(育児休業等(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第23条の3第1項に規定する産前産後休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。)をする者に係る財形住宅貯蓄にあつては、別に定める育児休業等用財形住宅貯蓄諸変更申込書。以下「育児休業等用変更申込書」という。)に、財形年金貯蓄にあつては警生協の定める中断・再開申込書(育児休業等をする者に係る財形年金貯蓄にあつては、警生協の定める育児休業等払込中断(再開)申込書)に所要事項を記載の上、所属長を経由して中断又は再開をしようとする月の前月10日までに厚生課長に提出しなければならない。
- (3) 一般財形貯蓄の預け入れを中断する期間は、その限度を設けないものとする。
- (4) 財形年金貯蓄の払込みを中断する期間が、最後の払込みの日から2年を経過したとき(警生協の定める育児休業等払込中断(再開)申込書が提出されている場合を除く。)は、契約者によって解約されたものとみなす。ただし、その2年を経過する日が当該契約において定められた最後の財形年金貯蓄の払込期日以後となるときは、この限りでない。
- (5) 財形住宅貯蓄の預け入れを中断する期間は、最後の預け入れの日から2年を限度とする(育児休業等用変更申込書が提出されている場合を除く。)

## 1 8 貯蓄額の払戻し

- (1) 一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄の契約者は、当該契約を解約せずに貯蓄額の一部又は全部の払戻しを受けようとするときは、別に定める一般財形貯蓄等払戻請求書兼解約申込書（以下「払戻等請求書」という。）に所要事項を記載の上、所属長を経由して払戻しを受けようとする月の初日から10日までに厚生課長に提出しなければならない。
- (2) 一般財形貯蓄の契約者は、第1回目の預け入れを行った日から1年間は、貯蓄額の一部又は全部の払戻しを請求することはできない。
- (3) 財形年金貯蓄については、解約する場合を除き貯蓄額の払戻しを請求することはできない。
- (4) 財形住宅貯蓄の契約者は、(1)の規定により払戻等請求書を厚生課長に提出するときは、当該払戻等請求書に登記簿謄本、工事請負契約書その他の必要書類を添付しなければならない。
- (5) 厚生課長は、(1)の規定により払戻等請求書の提出を受けたときは、払戻金はその月の末日までに払い戻されるよう手続を行うものとする。

## 1 9 契約の解約

- (1) 契約者は、いつでも当該契約の解約の申込みを行うことができる。ただし、財形年金貯蓄については、年金支払開始日前に限るものとする。
- (2) 契約者は、当該契約を解約しようとするときは、一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄にあっては払戻等請求書に、財形年金貯蓄にあっては警生協の定める解約申込書に所要事項を記載の上、所属長を経由して毎月の初日から10日までに厚生課長に提出するものとする。
- (3) 18の(4)の規定は、財形住宅貯蓄の解約について準用する。
- (4) 厚生課長は、(2)の規定により払戻等請求書の提出を受けたときは、速やかにその手続を行うものとする。この場合において、一般財形貯蓄又は財形住宅貯蓄の解約金はその解約の請求を受けた月の翌月の末日までに払い戻されるよう手続を行うものとする。

## 2 0 書類の確認、提出等

- (1) 所属長は、職員から財形貯蓄等に係る書類の提出を受けたときは、その内容を確認し、当該書類が一般財形貯蓄又は財形住宅貯蓄に係るものであるときは別に定める一般財形貯蓄等関係書類送付書を、財形年金貯蓄に係るものであるときは警生協の定める送付書を添付の上厚生課長に提出するものとする。
- (2) 厚生課長は、所属長から財形貯蓄等に係る書類の提出を受けたときは、その内容を審査するものとする。
- (3) 財形年金貯蓄の契約者は、最後の払込期日までに警生協の定める年金受給期間変更申込書に所要事項を記載の上、所属長を経由して厚生課長に提出するものとする。

## 2 1 現在高通知

厚生課長は、契約者に対する現在高通知を、一般財形貯蓄及び財形住宅貯蓄にあつては毎年2回、財形年金貯蓄にあつては毎年1回行うものとする。